

## りびんぐらいぶず 平成 29 (2017) 年 2 月第 3 号

# 宗教が備えているべき特性に考える

### はじめに

ユヴァル・ノア・ハラリの『サピエンス全史』下巻には「宗教という超人間的秩序」の章がある。そこには次のような内容が記されている。

宗教は結果として社会の安定を保障する。その宗教を定義して、超人間的な秩序の信奉に基づく人間の規範と価値観の制度であるとし、これには二つの異なる基準があるとする。

その第一が宗教は、超人間的な秩序の存在であること。

その第二がその秩序に基づいて、拘束力のある規範や価値観を確立できることである。「死者の霊や転生、妖精の存在」等の信念は道徳や行動の規範たり得ず、したがって宗教ではない。

ところが、宗教が、本質的に異なる人間集団が暮らす地球上の広大な領域を傘下に統一するためには、更に二つの特性を備えて居なくてはならない。

前記二項に続いて表記すれば、

その第三が超人間的秩序は、いつでもどこでも正しい普遍的なものでなくてはならず、

その第四が、この信念をすべての人に広めることを飽くまで求めなければならないことである。普遍的であると同時に宣教が求められているということである。

一神教(キリスト教やイスラム教等)信者達は、多神教信者よりも遥かに熱狂的で宣教に熱心で暴力で競争相手を排除して自らの立場を繰り返し強めようとしてきた。

それが功を奏して、世紀初頭には世界には一神教信者は殆どいなかったのに、西暦五〇〇年頃には、世界でも有数の帝国であるローマ帝国はキリスト教国家になっており、宣教師達は、ヨーロッパの他の地域やアジア、アフリカへせっせとキリスト教を広めていた。

イスラム教は、一層不思議で素早い意外な展開によって大西洋から印度にまで広がる広い帝国を制服してきた。

### ひるがえって浄土真宗ではどうか

こうした一神教の現実に対比すると、浄土真宗の布教態度はいかにも心許ない。

如来様の一人働きでお法りは伝わるという安閑とした見方が今日に伝わる。これは大行を法体大行と受け止め、自助努力すらも自力として排除してきた、御常教から伝道現場に派生したものの見方である。

(備考)先に、フットプリントを浄土真宗的に説明するときには、絶対他力の法性法身の視点から試みたが、現実社会での布教に際しては人間が積極的に関わる施策や方法論が決して疎かにはできない、お聴聞においてまた然りである。瓜生津隆真先生は、如来大悲はそのまま頂戴すべしとの御法話の中で、木下マサさんのお聴聞の姿を捉えて

血のにじむような姿であったと仰せ下さった。

更には、浄土真宗は日本人にしかわかり得ない崇高なみ教えであるという偏狭な体質を未だに背負っている。文字にはしづらいが、「浄土真宗のみ教えが毛唐に分かる筈がない」と嘯く体質が勸学寮の中に巣くっている。因みに広辞苑には「毛唐」とは外国人を卑しめて云った語だとある。人権差別はいけないとあれほど声高に取り組んできた宗門のしかも教学上の中枢部門だけに何ゆゑ時代錯誤にとられる姿勢が許されるのであろうか。

歴史的に浄土真宗の伝道学の立ち位置を顧みると、「**自信教人信**」が周知である。もとは善導大師による布教使の姿勢をいう。以て布教使は、専ら「**仏徳讃嘆**」の下に研鑽を積む。このこと事態はまことに尊い姿である。

ところが、「人は如何にして信を得るかという**信心獲得の構造についての理論が体系的に構築されていない**」と指摘されたままである。「伝えられ手側に立った伝道教学」は、浄土真宗には存在しなかったことになる。そうした認識さえもないのが宗門の現実である。

これは、海外社会や現代社会に相對したときの浄土真宗の弱点であり、このリスクを次世代に引き継ぐべきではない。

#### 能所不二、溶融無礙の法体大行に考える

石田慶和師は、「三業惑乱(さんごうわくらん)を契機とした能行所行(のうぎょうしょぎょう)論争は、最終的には、空華轍(くうげつ、轍とは学派の意)の松島善讓、利井鮮妙により諸仏の讃嘆と衆生の称名を矛盾無く自覚的に論ぜらるに至った」とされる。

「能所不二、溶融無礙(ようゆうむげ)の法体大行説」である。信心獲得の行者が称える念仏はそのままお名号が働いていて下さる姿に他ならないという意味である。

桐溪順忍和上は、その意義を敷衍して次のようにお示しになる。

「隣人の称える念仏を聞いて如来の**大悲**を聞くときには、諸仏の称名を聞くのと全く同一である。ここでは、隣人が仏・菩薩の現れかどうかということは問題ではなく、隣人の**称名を聞いて信心を起こすところが本質である**。

するともう一步進めて、自分の口から出て下さる称名(名号と云った方がよい)を自分が聞く、その立場では「諸仏の称名」も「隣人の称名」も「自分の口から出る称名」も、「聞く」という立場では全く同一となる。これを「諸仏の称名と位を同じくする称名」とも「称えるままだ、名号の位にまきあがる」(称即名)とも云われる。この**称えながら聞くという立場の称名が、大行であり、念仏往生、称名正定業の称名である**。称名といっても、称える立場ではなく、聞きものとして法体の位に巻き上がった称名である」とする。

称名の直接的意義を伏せられるのは、能行所行論争のトラウマによるかと窺われる。

ともあれ、そうだとすれば(称える立場は無視して、聞きものにこそ本質的意義ありとするのなら)、一步進めて未信の行者にも実はその道は開かれていたというべきかと窺われる。和

上も「信心を起こす」と仰せであるからである。

以て、信前行後の次第を重視した御常教の妥当性如何さえも最早自明であることになる。  
聞名に本質を見る限り、既に信前の称名は許容されていたことになるからである。

### 二種法身論による見直し

石田師は、更に「宗教的真理は、言葉で表現し尽くせない側面を有するので、いつでも妥当性確認の態度を許す宗学研究の立場を確立することが重要であり、三業惑乱は、その契機だった（当時はそうはならなかった）」とおっしゃる。

能所不二の法体名号論見直しの可能性は、今一つ「二種法身」論にあるかと筆者は窺う。

宗祖は、「眞実功德と申すは名号なり、(中略)大宝海にたとへたまふなり、(中略)この一如宝海よりかたちをあらはして、法蔵菩薩となのりたまひて、無礙のちかひをおこしたまふをたねとして、阿弥陀仏となりたまふがゆゑに、報身如来と申すなり、(中略)この如来を、南無不可思議光仏とも申すなり、この如来を、方便法身とは申すなり、方便と申すは、かたちをあらはし、御なをしめして、衆生にしらしめたまふを申すなり、すなはち阿弥陀仏なり」と仰せである。

しからば、衆生に名号を称えさせ、本願招喚の勅命を音聲として聞かしめるはたらきは、方便法身の働き以外の何ものでも無かったことになる。

衆生にその存在を知らしめ給うおすがただったからである。

してみれば、未信の行者に称名を許さないとしたならば、方便法身の働きに水をさす懸念があるとしなければならない。

衆生に自らの存在を知らしめようとなさる方便法身の働きこそは第一義だからである。

されば、自力排除論理の適用は、飽くまで方便法身の働きを阻害することのない状況識別感覚に立脚していなくてはならないと云い得るかと窺われるのである。合掌。

正覚寺「親鸞聖人七百五十回大遠忌法要」実行委員会 二月五日十九時より

本年 10 月迄のお聴聞の会(御法話会)は、実行委員会会合のためにお休み致します。

正覚寺仏教婦人会例会 二月十六日(木)一九時半より

著作編集兼発行元(本願寺派 正覚寺内) 〒520-0501 大津市北小松四五二番地

077-596-0166、FAX077-596-0196 住職 堅田 玄宥